

2014年 4月 1日制定
2021年 11月 12日更新
成蹊大学ボランティア支援センター

ボランティア情報の取扱いに関するガイドライン

成蹊大学ボランティア支援センター（以下「センター」という）は、団体（*）が行う以下の1）から3）のすべてに該当する活動について、学生にボランティア情報を提供する。

- 1）公益性・公共性が高い活動
 - 2）大学生が行う取組みとして有益な活動
 - 3）受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動
- （*）団体について活動分野や法人格の有無は問いませんが、営利団体の場合には非営利による社会貢献活動に限ります。なお、個人からのボランティア募集の依頼は受け付けておりません。地域の社会福祉協議会やその他関係機関へご相談ください。

具体的には、センターにおいて以下の1～4の事項について確認・審査する。

1. 提供が不相当と判断される団体及び活動

次の団体及び活動に該当すると判断した場合は、学生にボランティア情報を提供しない。

- (1) 以下の活動を目的とする団体
 - ① 反社会的、政治的及び宗教的活動
 - ② 法令に違反する活動
 - ③ その他大学生が行なう取組みとして、不相当と判断される活動
- (2) 以下のような団体の活動
 - ① 営利を目的とする活動
 - ② 第三者に損害または不利益を与えたり、第三者を誹謗中傷したりする活動
 - ③ 情報が虚偽または誇大で責任体制が明確でない活動
 - ④ ボランティア活動に必要な保険に加入せず実施される活動
 - ⑤ その他大学生が行なう取組みとして、不相当と判断される活動

2. ボランティアに関する保険等への加入

ボランティア学生が活動中に、故意なく、自ら負傷、あるいは、他者に損害を与える等の可能性に備え、以下の事項を情報受入れの前提条件とする。

- ① 団体が賠償責任が付保された傷害保険等へ加入すること
- ② 団体は申し込みをした学生が適切なボランティア保険に加入済みであることを確認し、未加入の場合にはボランティア活動の申込を受け付けないこと

3. 申し合わせ事項

ボランティア募集を行う団体とセンターとは、以下のとおり申し合わせをする。

- ① 募集に際しては、学生が相談・応募を検討しやすい場を設け、申し込みをした学生に対し活動内容や条件等を書面等で提示し、その内容について両者の間で合意の上活動をはじめること。また、活動開始後も相談先などを学生に示すことで、フォローアップ体制をとること。
- ② 活動をはじめの前には、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動がはじまった後も、必要に応じて研修や支援等を行うこと。
- ③ ボランティア活動中は、各団体のボランティア担当スタッフとともに活動を行うこと。
- ④ 団体が賠償責任が付保された傷害保険等へ加入すること。
- ⑤ 団体は申し込みをした学生が適切なボランティア保険に加入済みであることを確認し、未加入の場合にはボランティア活動の申込を受け付けないこと。
- ⑥ 活動中を含め活動の前後においても、センターと適宜連絡を取れる体制を整えること。

4. 免責事項

センターで紹介するボランティア募集情報に関して発生したトラブル等に対しては、各団体の責任において対応し、センターではその責任を負わない。